

# 福井市明倫中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、「誠実 節度 実践」の校訓のもと、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということを理解できるように努めるとともに、どんなことがあってもいじめを行わない、いじめを認識しながらこれを放置しないという態度を育てることに努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、環境づくり・マニュアルの実行・アンケート・個人面談・保護者面談の実施・校内研修等の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの改善に努めます。

## 2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組

### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### ○ほめて伸ばす教育

生徒が自己有用感を感じることができるよう、認めて、ほめて、励まし、伸ばす教育を進めるとともに、日常活動や学校行事などの機会を捉えて「生徒のよいところ探し」を行い、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

#### ○コミュニケーション力の育成

自分の気持ちや相手の思いを正しく伝えたり、理解したりできるよう、表現力やコミュニケーション力の育成に努めます。

#### ○人権教育の推進

年間指導計画に基づいて人権教育を計画的に進め、全校一斉道徳を取り入れるなどし

て問題意識の共有化を図りながら、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

校外学習（1年）や校外学習及び職場体験学習（2年）、修学旅行や地域貢献活動（3年）、ボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、自分自身や学校、郷土に誇りを持ち、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用した発達段階に応じた計画的な指導や黙働による無言清掃、給食指導を通じた食育を行うことにより、人や物を大切にすること、認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

## （2）学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で人権週間の取組や道徳の授業の感想を保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係わる情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校のホームページで、保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

## （3）いじめの未然防止

○授業改善

一人1授業など公開授業や授業研究を行い、すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について探求し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

「通うのが楽しい学級づくり」（学級運営指導書）を活用し、気をかけ、目をかけ、声かけ、手をかけながら生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、合唱フェスティ

バルや部活動体験、保育園相互訪問、学校説明会などの異年齢交流活動を通して心優しい生徒の育成に努めます。

○生徒の主体的活動の充実

活気ある学校を目指す生徒会活動や学級活動でリーダーの育成を図り、学校祭などの行事や日常の活動に主体的に取り組む生徒の育成に努めます。また、委員会による「地域貢献運動」や「あいさつ運動」など生徒の主体的な活動によりいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

教育ウィークなどで学校公開を積極的に行い、いじめへの対処方針やいじめ防止策に関する情報を公表し、校区の小学校とも連携を図りながら保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○情報モラル教育

「SNS講習会」を活用して、インターネットや携帯電話等に関する指導、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対してもPTAと連携して家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○適切な配慮が必要な生徒に対する支援

- ①発達障害等の障害のある生徒
- ②性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒

#### (4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの危機感を持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が生活ノートの記述で日々の生活を振り返り、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

年に3回(6月、11月、2月)にいじめや悩みの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、相談ポストを設置して担任以外の教員やスクールカウンセラーにも相談しやすい体制を整えます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに組織的な対応につなげ「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○道徳教育の推進

## (6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（少なくとも3か月を目安）を経過していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認すること。

## (7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席すること(30日間を目安とする)を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を福井市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任 養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図

## いじめ対策委員会(常設)

校長

教頭

連絡：担任、教科担任、  
簿活動顧問等

いじめの  
情報

生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭等、スクールカウンセラー等

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに関する情報（疑い含む）や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
  - ・情報の迅速な共有
  - ・事実関係の確認
  - ・いじめの認知
  - ・教育委員会への報告・連携
  - ・いじめ対応サポート班の立ち上げ
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 関係機関への協力要請、取組の点検

### 関係教員

- ・教科担任
- ・部活動顧問
- 養護教諭等

報告  
連絡  
相談

窓口  
教頭

認知

### 外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

### 関係機関

- ・教育委員会
- ・PTA
- ・警察
- ・児童相談所
- ・地方法務局
- ・医療機関
- ・民生児童委員 等

## いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭  
スクールカウンセラー等

- 対応策の立案・実行
- 事実確認作業
- 関係生徒への指導・支援
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- \* 必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

# いじめ対策の年間行動計画

[4～6月]

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
4 月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     いじめ対策委員会                      ・基本方針確認                      ・年間計画策定                      ↓                      職員会議                      ・年間計画周知                      ・教員の意識点検                      ↓                      PTA総会                      ・基本方針の公表                 </div>	インターネット通信の利用ガイド ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     いじめ対応サポート班                      ・起きたときに即対応                 </div>	生活委員会・・・朝のあいさつ活動（年間通して） ・心の絆づくり		
5 月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     いじめ対策委員会                      ・主任会、学年会、生徒指導部会、心の健康チェックからそのまま状況を把握                 </div>	生徒総会 ・自主的な活動      ・絆づくり		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     年間指導計画の確認                      ・道徳教育                      ・人権教育 等                 </div>	あなたの心の健康チェック（悩みアンケート）		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     中学校区                      PTAあいさつ運動                      ・生活委員会                 </div>	情報モラル教室 ・危険性、使い方 ・正しいコミュニケーションの指導		
		教育相談週間		

6 月	いじめ対策委員会 ・状況を把握	合唱コンクール、合唱フェスティバル ・絆づくり ・自主的練習 ・リーダーの存在感 ・異校種との交流
	授業研究会 ・授業改善 ・学習規律 等  自己肯定感や表現力、コミュニケーション力の向上を意識した授業を公開  中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	
あなたの心の健康チェック (いじめ・悩みアンケート)		連合音楽会 ・絆づくり ・リーダーの存在  保育体験学習 ・体験的な活動
資源回収 ・体験的な活動 ・絆づくり		

[7～9月]

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
7 月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・夏季休業前指導	ひまわり教室 ・休み前非行防止、ネットモラル教室、犯罪等		
	保護者会 ・情報や意見収集  取組評価アンケート ・未然防止に生かす  中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会			
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ↓ 職員会議 ・重点事項確認	学校祭計画 ・自主的な計画 ・縦割りの絆づくり ・コミュニケーション力の育成		
		地域交流活動 (各地域行事等参加) ・体験的な活動 ・地域の方とのコミュニケーションづくり ・絆づくり	休み明け心の健康チェック	



9 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	学校祭計画 ・自主的な計画と運営 ・縦割り、学年の絆を深める ・コミュニケーション力の育成 ・良いところ探し		
	中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	校外学習 ・自主的な計画運営 ・活動の工夫		修学旅行 ・自主的な計画 運営

[10～12月]

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握  1学期末面談 ・情報や意見収集 (教科、学活)  中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	校外学習 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・実行委員の主体的な活動  校外探究学習 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・郷土愛	校外学習 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・実行委員の主体的な活動  職場体験学習 ・リーダーの存在感 ・体験的な活動	修学旅行 ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・実行委員の主体的な活動  保育園児との交流 ・体験的な活動
11 月	いじめ対策委員会 ・状況把握  授業研究会  校内研修 ・人権教育、週間 ・全校道徳  中学校区あいさつ運動 ・小中連携	生徒総会 ・自主的な活動      ・絆づくり  ----- あなたの心の健康チェック (いじめ・悩みアンケート)  保育体験学習 ・体験的な活動  教育相談週間  小中学生合同あいさつ運動 ・心の絆づくり		

12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	人権週間の取組 ・人権集会    ・全校道徳		
	取組評価アンケート ・未然防止に生かす	取組アンケート調査		
	保護者会 ・情報や意見収集	立志式に向けて ・絆づくり ・自主な活動 ・リーダーの存在感		

[1～3月]

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
1月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ↓ 職員会議 ・重点事項確認	新年の抱負 ・将来の夢や希望    ・進路		
2月	いじめ対策委員会 ・状況把握	あなたの心の健康チェック (いじめ・悩みアンケート)		
		新入生学校説明会 ・絆づくり    ・異校種との交流		AED講習会 ・命の尊さ
		職業講座	立志式 ・絆づくり ・自主な活動 ・リーダーの存在感	
			学科探求	

3 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	修学旅行に向けて ・自主的計画・運営 ・リーダーの存在感 ・コミュニケーション活動の工夫	校内奉仕活動 ・学校に感謝して
	取組評価アンケート ・年間での比較		3年生を送る会 ・感謝の心      ・次学年の自覚
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度への見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認		校内奉仕活動 ・学校に感謝して
	情報発信 ・アンケート結果 ・次年度の取組等		
	中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会		

※各委員会が企画した地域貢献活動を行う。